

治暦四年における後三条天皇と藤原頼通： 禅定寺文書と日置神社文書との関係を中心に して

藤本, 孝一 / Fujimoto, Kôichi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

24

(開始ページ / Start Page)

31

(終了ページ / End Page)

40

(発行年 / Year)

1972-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011729>

治暦四年における後三条天皇と藤原頼通

— 禪定寺文書と日置神社文書との関係を中心にして —

藤 本 孝 一

はじめに

- 一、近江国日置神社文書
 - 二、山城国禪定寺文書
 - 三、九ヶ所の平等院領
 - 四、後三条天皇と藤原頼通
- まとめ

はじめに

平安時代における後三条天皇の時代は、僅か四年間の在位であったが、それまで続いていた世に謂う撰関政治と院政政治とを結

A 太政官牒案。近江布留宮清治所藏文書〔平安遺文補遺一七〇号文書〕

太政官牒 平等院

雜事式箇処

一応以院領庄園玖箇処永為不輪租田兼停止院家

并庄園四至内官使檢非違使諸司院宮諸家国使等闕入宛課雜

治暦四年における後三条天皇と藤原頼通（藤本）

ぶ重要な時期であった。在位中には延久の莊園整理令・估価法・斗升法など、發布制定を行ない院政への前段階を形成した。この小論では、後三条天皇が即位する直前の『太政官牒』を通して、関白藤原頼通との関係を論じ、少しでも明らかにできればと思う。

B史料は下部が著しく破損して解説出来ないが、A史料（分り易くするためB史料の各行の頭の字にA史料を合せ、A史料にそってB史料の行間を合せて、文書を組である。）と同じ原文書から造られた案文であることが明らかである。以下この文書について論証して行きたい。

B 太政官牒案。山城禪定寺文書（一号）〔平安遺文一〇二四号文書〕

太政官牒 平

一応以領庄園玖箇処永

并庄園四至内官使檢非違使諸司院宮諸国使

法政史学 第二十四号

事實凌住人事

老処 字子田上杣河上庄

在近江国高嶋善積兩郡

子田上庄

四至 東限公田 南限阿刀河并河上谷河

西限丹波国堺大生木山 北限若狹国堺比良山

件杣嘉祥四年立券之後相伝歷年今為前太政大臣家領矣

河上庄

四至 東限水海 南限角河并山峯

西限杣山等若狹国堺 北限山田谷并黑河

件庄天平十二年以從七位上角山君家足領之墾田

与正三位小野石根朝臣久歷星霜曾無他妨今又為前太政大臣家領矣

右太政官今日下民部省并彼国符云得平等院今年

三月廿八日奏狀云謹檢傍例公家御願寺四至內官使檢非

違使并所々使等恣以濫入禁制已重而当院被下 宣旨永為御

願已降殊致鎮護國家之誠專企令法久住之計薰修漸積星霜

屢倭抑前太政大臣草創寺家之後以所領庄園等為支寺用永

以施入新古庄園重亦被給官符永為不輪租田而如此庄園所々

使及國使寄事公務宛課雜事庄園之煩職而此由望請天裁

被下 宣旨停止官使檢非違使并院宮諸司國使等濫入寺家四至

并所領庄園四至內將絕向後之濫吹者正二位行權大納言兼民部卿

藤原朝臣俊家宣奉 勅依請者

治曆四年三月廿九日左大史小槻宿禰

左少弁藤原

牒

四至 東限近江国 南限 北限淨妙

者称□前太相国御□也而前太政大臣伝領

但四至內田畠山野其数多仍除

私領不輪租田外空閑荒廢併為

右太政官今日下民部省并彼国符云得

三月廿八日奏狀云謹檢傍例公家御願寺四至內官使

違使并所々使等恣以濫入禁制已重而当□被下 宣旨

願以降殊致鎮護國家之誠專企令法久住之計薰修

屢倭抑前太政大臣草創□家之後以所領庄園等為支寺

以施入新古庄園重亦被給官符永為不輪租田而如

使及之國使寄事於公務宛課雜事庄園之煩職而此由望請

□下 宣旨停止□檢非使并院宮諸司國使等濫入

正二位行權大納言兼

藤原朝臣俊家宣奉 勅依請者院宣承知依宣行之

准狀故牒

治曆四年□九日正五位下行主計頭兼右大史兼算博士備後介小槻宿門

右少弁正五位下行文章博士藤原朝臣

二 近江国日置神社文書

滋賀県高島郡酒波に鎮座する日置神社の社家、布留宮家は『大江保河上往古中興近代集入雜記』⁽⁴⁾を伝えている。これは近世に編纂されたもので、高島郡を知るうえに重要な本である。この本の基になった史料が前貞のA史料である。これは、治暦四年次のものではないが、康和三年に紛争が起ったおり、起草した一連の文書の一つではないか。それは、同家の次の文書によると、

「官宣旨案」

左弁官下平等院

応任治暦四年宣旨早令停止院領庄玖箇所

国司等宛課臨時雜事猥致勘責事

近江国河上庄

自余略之

右得彼院去七月二日解状云謹檢案内寺領庄園等永為不輪租田可令停止官使檢非違使諸司院官諸家国使等瀾入之由治暦四年被下宣旨已畢自爾以來敢無牢籠而当任国司等寄事綸旨宛課雜事苛酷之責計略難廻望請天恩依前符旨被免除件課役永為後代之例者左大臣宣奉 勅宜任治暦四年宣旨停止臨時雜事者同下知彼国国已畢院宜承知依宣行之

康和三年八月九日大史小槻宿禰在判

中弁源朝臣御判

「自余略之」と見えるのにA史料が当り、この時、平等院にあ

治暦四年における後三条天皇と藤原頼通（藤本）

った原本から造られた案文であろう。又、この文書とA史料とは同筆である。次にA史料の二ヶ所の庄園を見てゆこう。

子田上庄は、子田上柚とも書れて、また四至も柚山であること⁽⁵⁾を示している。嘉祥四年立券とあるが、前年に「応禁制山野不失民利事」⁽⁶⁾と法令が出ているのに関係があると思われるが、それ以上には分らない。そして現在は、前太政大臣藤原頼通の家領となっているとある。

河上庄は、天平十二年角山君家足の墾田を小野石根に与えて、今は頼通の家領となっているとある。『続日本紀』⁽⁷⁾によると惠美押勝が叛乱に失敗し、奈良から宇治道を通って、近江の国衙に逃れようとしたが、追討軍が裏街道で、奈良から一直線に山道を北上して、近江に出る田原道を通って、先に勢多に来て勢多橋を焼いて道を防いだ。仲麻呂はやむなく越前へ向った。途中で高島郡の前少領角家足の宅に宿ったが、その夜に仲麻呂の臥屋の上に星が落て来た。その大きさが甕の如であったという。仲麻呂は、この後に戦鬨を繰り返すが、終に近江勝野鬼江で追討軍に斬られてしまった。この前少領角家足と角山君家足とは、同一人物であろう。⁽⁸⁾

この叛乱の賞罰を行なうに際し『続日本紀』には見えないが、角家足は、何等かの処罰を受けただろう。また、小野石根は、この乱の二ヶ月後、天平宝字八年十月癸未に「從五位下小野朝臣石根為造宮大輔」⁽⁹⁾とあり、更に、神護景雲三年八月甲寅に近江介に任じている。この何れかに石根は、家足の領を与かったのである。この文書の天平十二年は、小野石根が活躍する年代とは一世代も前で、この年は藤原広嗣の乱があり、これと押勝の乱と混同

したのかもしれない。石根はのちに遣唐副使となり、大使佐伯今毛人が病と称して同船しないため、大使のいないまま出発した。無事に唐に渡ったが、帰国するとき風難に遭って行方不明となった。そして宝龜十年二月乙亥に従四位下を追贈された。石根の子供は、史料には見い出せない⁽¹¹⁾ので、石根の所領がどうなったか分らない。しかし河上庄は、また、角氏に戻って、ある時期に撰閑家に入ったのではなからうか。それは、日置神社が中世に角野神社から別れたものであり、現在も酒波に角野神社が鎮座している。更に、角家足の子孫と思われる者が、高島郡に居た。それは、もと角好子の領韃結庄・角武康と同重名等の黒田江西庄等を比叡山の良源に施入した折、官符を下される様に、藤原師輔に依頼したと『良源遺告』に見えるからである。また、これらの庄園を管理したのが師輔の息子、尋禪である。良源は延暦寺を再興するため、深く撰閑家の師輔と結び、師輔は良源の外護者として知られた人物であった⁽¹²⁾。高島郡も、撰閑家と関係が深い郡であった。

それは、都とも距離的に近く、水上交通が発達し、奈良時代においては、東大寺造営のための高島山使が派遣され、材木を切出した⁽¹³⁾。平安の京になって、撰閑家が大規模な私邸や私寺を造営するに当り、まずこの郡に勢力を伸長していったと考えられる。また、近江国は、藤原氏が守として任ずることが多かった⁽¹⁶⁾のも原因の一つであろう。この郡には次の様な撰閑家と関係の深い庄園がある。

朽木庄―平惟仲が、高野山白川寺喜多院に、所領を施入した長保三年六月廿六日附の文書を初見とする。この所領中の大田庄・比

良牧も高島郡内にある。この惟仲は、道長時代の撰閑家の代表的な家司で、中納言従二位まで進んだ人物である。近衛家に伝わる『知信記』の裏文書『明法博士中原明兼勸注』――これはA史料・法成寺領等を書留めている――には、「康和五年三月三日修理大夫顯季消息狀云、朽木庄券文三卷」とあり、朽木庄内に道長の建立した法成寺領の治幡住人が居たことも、この『勸注』により知られるのである。平治元年十一月三十日附の『太政官牒』によると「而朽木柚者年来随当庄」とみえ、子田上庄に支配されていたのである。

法成寺領―三尾柚・大虫・山内・久多・治幡と、前記の『勸注』に見える。

以上の様に、高島郡は、北は韃結庄・黒田江西庄、中間は子田上庄・河上庄、南は朽木庄・法成寺領等、撰閑家との関係が全郡におよんでいたと思われる。⁽²¹⁾

二 山城国禪定寺文書

B史料の禪定寺は、京都府綴喜郡宇治田原町にあり、前述の押勝の乱のときの、田原道の中心にある。

この地、宇治田原は、東大寺僧裔然が宋より帰国した折に、文殊菩薩像を將來し、それを藤原兼家に寄進した。そこで東三条殿内に文殊堂を建立し、宇治田原の住人二十人余りを選んで、その御香寄人としたと言ひ伝えがある。これが宇治田原と撰閑家との関係の初まりと言う。裔然が文殊像を齎したかどうか、また宇治田原の住人を何で選んだか不明である。撰閑家との結びりを明

確にするのが、B史料からである。⁽²³⁾

さて、禪定寺の創立者は、東大寺別当平崇である。平崇の弟子利源は、師が長保四年十月七日に円寂したのち、寛弘二年正月廿六日の奥書の、『平上人行業記』⁽²⁴⁾を著わした。これによると、正暦二年より長徳元年に亘り寺の造営をし、長徳四年十月十九日に仏堂の供養を行なった。平崇は、東大寺別当を正暦五年から長保元年まで任じた。別当補任の際の『太政官牒』⁽²⁵⁾の上卿は、藤原伊周であった。伊周は、この後に花山法皇の事件で大宰府に左遷されるが、『平上人行業記』⁽²⁶⁾中で利源もこの事件に連坐したらしく、自から遁れて、隠れ様としたが平崇に止められたと追憶している。藤原道長が上卿になって、長徳四年に別当を平崇から尋覚に替ったが、尋覚は理由が不明のまま、辞退したので平崇は、雅慶が長保元年八月九日に別当になるまで、別当の地位にあった。⁽²⁷⁾

平崇は、長保三年四月八日附の『流記帳』⁽²⁸⁾を作成し、禪定寺を永祿二年に東大寺内に建立した正法院の末寺とした。⁽²⁹⁾この『流記帳』の一部分であろう『田畠施入状』⁽³⁰⁾に記入されている奥山田柚山一千町歩・中村郷・竹淵郷等の田畠買入れは、B史料に見える前太相国藤原道長が、その資金援助をして領主権は掌握し、次で頼通に伝領されたものではなからうか。⁽³¹⁾そして、寺僧の覚勢のとき、正法院から平等院の末寺になり、治暦四年に九ヶ所の庄園の一つとして、『太政官牒』⁽³²⁾が下されたのである。

三 九ヶ所の平等院領

AB史料は、前述の如く一通の文書である。復原すると、安樂

治暦四年における後三条天皇と藤原頼通（藤本）

寿院に下された康治二年八月十九日の『太政官牒』⁽³²⁾に見る様に、庄園等の事柄が列挙される、同一形式の文書であったろう。更に平等院は、摂関家の宇治の別業内に建立された様に、安樂寿院も鳥羽上皇が城南の別業の中に建立した寺である。

さて、治暦四年の平等院領九ヶ所は何処にあったのであろうか。以下、国別に推論してみよう。九条家文書中に嘉元三年頃成立した、『撰錄渡莊目録』⁽³³⁾（以下、「莊目録」と略す。）には、平等院領十八ヶ所十二ヶ国・末寺十一ヶ寺四ヶ国に亘っている。

山城国

芹川庄（紀伊郡）、前太政大臣家（頼通）が平等院に施入せられた庄園であるが、応徳年中に白河院領の備中国橋本庄と相博した。⁽³⁴⁾『莊目録』にも芹川庄はなく、橋本庄を載えている。

禪定寺領、前に述べた処であが、『莊目録』では末寺の中にある。先の安樂寿院に下された『太政官牒』では、事書に「院領庄園末寺末社等」と書き、それ／＼一処づ／＼明らかにしている。AB史料の事書では、「院領庄園九箇処」のみで、末寺末社等とは言っていないので、末寺としての禪定寺領でなく、独立した九ヶ処の一つと考えてよいのではないか。

豊田庄、大治五年七月八日の「法務大僧正房政所下文案」⁽³⁵⁾に、平等院領と注するのみで、断定出来ない。『莊目録』にも見えない。

摂津国

杭全庄（住吉郡平野郷）、『名勝旧蹟誌』⁽³⁶⁾の平野郷町の説明では「永承年中山城国宇治平等院の寺領となり」とあるが、その典拠を明らかにしない。また、『兵範記』保元二年正月十二日条に

玉櫛庄と共に所課をあてられている。『莊目録』に「往古料所」と見える。観応元年十一月十九日の『撰津杭全庄長者等連署文書紛失狀』⁽³⁷⁾によると、杭全庄十条七里十五坪内の地の紛失狀を長者から請っている。

平田庄（島下郡）、『長秋記』⁽³⁸⁾によると、「路間長谷部庄真上庄平田庄^{（平等院也）}」と見える。割註が、長谷部庄と真上庄とに掛るかどうか不明である。『莊目録』にも載っていない。

河内国

玉櫛庄（河内郡）、『小右記』に見え、「道長が、玉串庄と辛島牧との紛争を裁定した」⁽³⁹⁾とある。このときは、撰関家との結がりを明確に出来ないが、康平五年正月十三日の頼通の春日社参詣に際し「夕餐飯二百本」⁽⁴⁰⁾を宛ている。『中外抄』⁽⁴¹⁾によると、宇治殿御庄之米御覽事「保延三年十一月十四日。参大殿下。御物語之次仰云。宇治殿建立平等院之後。以御庄々被寄進之日。名□米乃本脇ヲ少々。砂立タル様ニ中持の蓋ニ立天。作小札天其所のヨネと書天。立天、御覽候ケルニ。河内国の玉櫛御庄の米ヲ第一にて神妙者ニ思ける。」と頼通がこの庄を平等院領に施したことを伝えている。『金剛輪寺文書』⁽⁴²⁾によると、「平等院所司以下供米代給田六町五段二十歩」とある。『莊目録』でも河内国はこの庄のみである。

近江国

子田上庄（高島郡）、前述
河上庄（高島郡）、前述

『莊目録』で近江国は、五ヶ所を載せるが、前の『勘注』の書

留の充所は、平等院ではなく、A史料の『太政官牒』を近江国に充てられているので、治暦年間の寺領はこの二つの庄園のみである。

この様に、治暦四年の九ヶ所の庄園は、芹川庄・禪定寺領・子田上庄・河上庄の四ヶ所は確定出来る。他に掲げた庄園は、断定出来ないが平安時代に平等院領と史料に見え『莊目録』上の庄園の増加となり、禪定寺領を四条宮寛子と忠実が再度に安堵していることから、寛子・忠実のときに院領の増加があったと思う。⁽⁴³⁾

四 後三条天皇と藤原頼通

治暦四年三月に平等院に対して、院領九ヶ所の庄園への『太政官牒』が下されたのであろうか。それは、常に謂れる、後三条天皇と撰関家藤原頼通との対立の上に、理解されると思う。

後三条天皇は、それまで続いていた天皇と撰関家との関係―外戚の地位―を破る天皇であった。後朱雀天皇から親仁親王（後冷泉天皇）に即位する刻、弟の尊仁親王が皇太子に成ることを、頼通は強く反対した。尊仁親王は、後冷泉天皇が道長の女孀子を母とするのと違い、三条天皇の女孀子内親王を母としているので、撰関家とは血縁関係のない親王であった。しかし、頼通の弟能信等の力で寛徳二年一月十六日に―後冷泉天皇の受禪の日―皇太子となった。頼通は、養女孀子を後朱雀院の女御とし、女寛子を後冷泉院の皇后としたが、内親王のみの誕生であった。⁽⁴⁴⁾

病弱であった後冷泉天皇は、治暦三年十二月十二日「聖躰不予」により廿二社に奉幣する様になった。翌年になると、更に悪化して「二月以後聖躰弥以不予」の病状になった。三月に入る

と、延命のため仁和寺の入道師明親王が孔雀明王法を修したり、頼通等が法成寺で供養を行ったり、天下に大赦したりしたが、終に翌月十九日寅刻、天皇は高陽院中殿において、男子の誕生のないまゝ、四十四歳で崩御された。⁽⁴⁵⁾

頼通は天皇の病に際し、皇太子の即位と、自分の病氣とで天皇の不予中の三月廿三日に閑白を辞退する上表を提出している。⁽⁴⁶⁾ 勅答があったのは、崩御の二日前、十七日であった。⁽⁴⁷⁾ 勅答があると即刻、宇治の別墅に隠棲した。⁽⁴⁸⁾ 宇治別墅とは、平等院を含む宇治にあった摂関家の別業である。⁽⁴⁹⁾ 平等院と宇治一帯の摂関家領は、保元の乱までは氏長者を退いた者の支配にあった。⁽⁴⁹⁾

A史料について、奥野高広氏は「尊仁親王（後三条天皇）の莊園に対する見解を知る閑白頼通が急いで処置したと考えられないこともない」⁽⁵⁰⁾と述べられた如く、親王の即位前に、AB史料をだされたのであろう。⁽⁵¹⁾ それは、即位後に対する頼通の対策であつたと思う。

まとめ

頼通は宇治の別業を寺として、永承七年に平等院を建立した。そして、尊仁親王即位に際して、平等院を拠り所として、『愚管抄』に伝える、後三条天皇の莊園整理令の際に頼通が「皆サ心エラレタリケルニヤ、五十余年君ノ御ウシロミヲツカウマツリテ候シ間、所領モチテ候者ノ強縁ニセンナド思ツ、ヨセタビ候ヒシカバ、サニコソナンド申タルバカリニテマカリスギ候キ。ナンデウ文書カハ候ベキ。タマソレガシガ領ト申候ヘン所ノ、シカルベカ

治暦四年における後三条天皇と藤原頼通（藤本）

ラズ、タシカナラズキコシメサレ候ハンヲバ、イサ、カノ御ハミカリ候ベキコトニモ候ハズ。カヤウノ事ハ、カクコソ申サタスベキ身ニテ候ヘバ、カズツクシテタヲサレ候ベキナリ」⁽⁵²⁾と返答している。——摂関家領は整理令で土井庄が停止されたり、延久二年に家領の「進官目録」を提出している——それは、閑白を辞する際に、平等院領への『太政官牒』を請けたり、平等院の管理規定を書いた、「十二条起請」を経蔵に納めるなどしている。⁽⁵³⁾ 『古事談』⁽⁵⁵⁾に「宇治殿建立平等院。宇泉辺多寺領ニ被打入云々。後三条院聞召此事。争恣ニサル事有哉トテ。遣官使可檢注之由被仰下ケリ。宇治殿聞召其由。平等院大門前ニ。錦平張ナド打テ。種々儲ドモ用意シテ。雖待官使。々々成恐不参向止畢云々。」と言う物語が伝わっているのも、頼通が平等院領を中心とする自分の所領を確立した上での態度であつたと思う。それ故に、「前太相国ノ領ヲバノゾクト云宣下」⁽⁵⁶⁾をえたのであつた。

註

- (1) 字が下へ行くほど極端に小さくなり、更に、地の部分が破損して正確に何字分あったのか、不明である。史料編纂所の影写では、三月九日附の発給になっているが、三月廿八日奏状を得るとなっているので、明らかに文書として成立しない。それは、発給日の「九」が大きく書れ、「年」と「日」の間が狭いためであらう。
- (2) 「与正三位……」以下が残っており、前欠部分は、『集入雑記』で補った。
- (3) 少弁の藤原正家の左・右が違っている。『弁官補任』によ

ると「左」である。

- (4) 奥野高広「宇治平等院と織田信長」(『高橋隆三先生 喜寿記念論集 古記録の研究』)に、この『集入雑記』を中心に於て論究されている。

- (5) 『平安遺文』補一九五号文書として、収録されている。

- (6) 『類聚三代格』嘉祥三年四月廿七日条

- (7) 天平宝字八年九月戊甲条

- (8) 『日本古代人名辞典』四卷

- (9) 『続日本紀』

- (10) 同右

- (11) 『日本古代人名辞典』二卷

- (12) 布留宮清治氏の談による

- (13) 『平安遺文』三〇五号文書

- (14) 井上光貞『日本浄土教成立史の研究』九五頁

- (15) 『大日本古文書』五、の天平宝字六年頃の『正倉院文書』に多数の高島山使関係文書があるが、山使はあくまでも官の造営によるのであって、東大寺領の杣・庄園は高島郡にはなかった。(『東大寺要録』『東大寺文書』中の「所領目録」による。)

- (16) 岸俊男『藤原仲麻呂』三四七頁

- (17) 『平安遺文』四〇九・四一〇号文書

- (18) 佐藤堅一「封建的主従制の源流に関する一試論」(安田元久編『初期封建制の研究』)

- (19) 『平安遺文』二二八一号文書

- (20) この文書も、布留宮氏に所蔵されている。『集入雑記』では、二通の文書として採録しているが、所蔵文書によると一通の文書であることが分る。(『平安遺文』文書番号によると、前半部が「補二二六号文書」で、後半部が「補二二五号文書」になる。)

- (21) 高島郡では、他に大納言職田や上賀茂社領の安曇河御厨などがあつた(『高島郡誌』二編)。本文第四章で論述する『愚管抄』で、後三条天皇の莊園整理令に対し頼通の返答に、所領獲得の経過を説明しているが、こゝでは、たゞ、頼通以前から何らかの形で撰閑家が高島郡で家領を集積していたことを、述べたのである。

- (22) 中村直勝「莊民の生活(再び)(上)」(『史料』十二卷一号)

- (23) 寺の文書は、『指定文化財総合目録』(美術工芸品篇)によると、次の様に重要文化財に指定されている。

- 書(明四三・四・二〇)

- 紙本墨書

- 禪定寺田島注文 長保三年八月八日トアリ

- 流記帳追記 寛弘二年利源ノ奥書アリ

- 書(昭十一・五・六) 紙本墨書禪定寺文書百二五通

- 禪定寺造営日記(自弘長至正応)

- 禪定寺造営年次目録(自正應二年)

- 禪定寺本社造営日記(正中二年)

- 禪定寺諸法事並ニ諸下行目録(永正五年)

- 附 紙本墨書

- このうち、田島注文』『流記帳追記』『造営日記』『造営年

次目録』『本社造営日記』は、奈良博物館に寄託されている。『文書』百二十五通は、B史料を一号文書として年代順に、一〇巻の卷子本に装丁されている。史料編纂所の影写本は、装丁されるまえに影写されたので、影写本に附されている文書番号と、卷子本の番号とは食い違う。

(24) この書名は『指定』では『流記帳追記』（同右、註）であるが、『大日本史料』二編四巻、に頼った。（全文が同巻、六九〇～六九三頁に載せられていることに頼る。）

(25) 『大日本古文書』家わけ第十八（『東大寺文書』一卷三九号文書）

(26) 同右、四〇号文書

(27) 同右、四一号文書

(28) 『大日本史料』の『平上人行業記』では「（長保）同四年^{壬寅}四月□□作流記帳了、□□」となっている。原本では長保三年の条に「四月……了」として、まだ余白があるのに行を替えて、「同四年^{壬寅}〔虫食〕給」とし、「四月……了」の部分で線をかこんで「同四年^{寅壬}」の下に入る様に記入されている。この挿入線が別筆かどうか不明であるが、『田畠施入状』の長保三年四月八日附や、正法院の末寺となった日、更に、文保元年十二月の「禪定寺文書」（『大日本史料』二編四巻、三三八～三三九頁）には、十二ヶ条の流記文の結文を載せ、その日附も同三年四月八日である。

また、この結文は、『流記帳』の奥書であろう。

(29) 『東大寺要録』六巻、末寺章

治暦四年における後三条天皇と藤原頼通（藤本）

(30) 『大日本史料』二編四巻、三四一～三四七頁。同じく『平安遺文』四〇八号文書

(31) 『平安遺文』二七四六号文書

(32) 同右、二五一九号文書

(33) 『九条家文書』一卷一五・二五号文書

(34) 註(31)に同じ

(35) 『平安遺文』二一六五号文書

(36) 『大阪府誌』五編

(37) 『大日本古文書』家わけ第十七（『大徳寺文書』）三卷一三二二号文書

(38) 元永二年九月六日条

(39) 長和四年四月五日条（大日本古記録本）

(40) 『康平記』群書類従本・巻第四百五十

(41) 群書類従本、同本『続古事談』により補足した

(42) 『平安遺文』補二四四号文書

(43) 同右、四〇一一号文書

(44) 竹内理三『日本歴史』六巻（中央公論社）・河野房男

「後三条天皇立坊と藤原能信」（『歴史教育』十六巻九号）

(45) 『扶桑略記』

(46) 同右。『本朝世紀』治暦四年三月五日条

(47) 『尊卑分脉』一卷（頼通公伝）

(48) 杉山信三『藤原氏の氏寺とその院家』第八章

「兵範記」保元元年七月十八日条に、「宇治所領及平等

院等事、永停止入道相国沙汰、一事已上殿下可令知行給、」

とある。このときまで、隠棲者である入道相国忠実の支配していたことが分る。註(54)

(50) 註(2) 『古記録の研究』七八九頁

(51) AB史料の不入の問題については、上横手雅敬氏が「平安中期の警察制度」(『律令国家と貴族社会』五二二—五二三頁、)で詳細に論じておられる。しかし、氏は二通の独立した文書としている。

(52) 岩波古典文学大系本・一九五頁

(53) 竹内理三「院政の成立」(『岩波講座日本歴史』四、2後三条天皇の意図) 参照

(54) 『中右記』長治二年三月四日条『玉葉』文治三年八月廿一日条、(佐藤進一『古文書学入門』「起請文」を参照)、この「起請」を収める経蔵は、延久元年五月二九日に始めて一切経会が行なわれて(「土右記」『書陵部紀要』十二号)以来、撰閲家の年中行事の一つとなっている(群書類従本『執政所抄』三月三日条)。しかし、この経蔵の管理は「経蔵并鑑筭等封、長吏及家司等付之、不付長者封、先例也、」と『玉葉』(文治三年八月廿一日条)にある様に、氏長者からある程度独立した形で、隠棲者の頼通が平等院と宇治所領を支配出来る様に「起請」に規定してあったのではなからうか。

(55) 『新訂増補国史大系』一八頁

(56) 註(52)に同じ。頼通の所領は撰閲家領の一部で、一期分的性格であった。

○なお史料の調査、御指導を賜わった禪定寺御住職池田龍峰氏・布留宮清治氏をはじめ成稿に当って佐藤進一先生・辻彦三郎先生・山中裕先生ならびに日本古文書学会学術大会・平安時代研究者の会で発表させて頂き有益な助言をして下さった方々にたいし衷心より御礼申し上げます。

△追記▽

この小論は、修士論文の一部を訂正増補したものです。論文作成に際し、指導教授丸山忠綱先生は、病床にありながら論文を御覧戴き懇切な御指導を賜わったものです。

御霊前にこの論文を捧げて、御冥福を祈り上げます。